

議案第72号

財産を減額して貸し付けること（鳥取県建設技術センターの建物及び用地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	倉吉市福庭町二丁目23番地ほか4筆	8,169.98平方メートル
建 物	”	3,161.19平方メートル

2 相手方

倉吉市福庭町二丁目23番地

公益財団法人鳥取県建設技術センター

3 貸付期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

4 貸付金額

当該貸付に係る土地及び建物の国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第

82号) 第2条により交付すべき市町村交付金の額に県が加入する当該貸付けに係る建物に対する損害保険料の額を加えた額

5 理 由

公共工事の適正かつ円滑な実施を図るため、当該土地及び建物を利用して建設技術研修、技術支援事業等を行う公益財団法人鳥取県建設技術センターに対して、当該土地及び建物を減額して貸し付けようとするものである。